

許可番号 第 08320003245 号

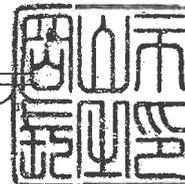
## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 岡山市北区下中野347番地104  
氏名 平林金属株式会社  
代表取締役 平 林 実

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 5 年 7 月 27日  
許可の有効期限 令和 9 年 10 月 8 日

### 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理(選別、破碎、切断、圧縮、溶融)

(2) 産業廃棄物の種類

①選別【岡山工場、港工場】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

②選別【御津工場】

廃プラスチック類 以上1種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

③破碎【港工場No.1破砕機】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

④破碎【港工場No.2破砕機】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上5種類(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。)(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

⑤破碎【御津工場】

廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上5種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

⑥破碎【御津第二工場】

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上4種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

⑦切断【港工場】

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類 以上8種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

⑧切断【御津第二工場】

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上3種類(廃太陽光パネルに限る。)(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

⑨圧縮【岡山工場】

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

⑩溶融【岡山工場】

廃プラスチック類 以上1種類(廃発泡スチロールに限る。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)【岡山工場】岡山市北区下中野407番3外8筆(面積:4,770.36㎡)

選別施設 [処理能力]180t/日 (H9.1.7設置) (1日8時間稼働)

圧縮施設 [処理能力]6t/日 (H9.1.7設置) (1日8時間稼働)

溶融施設 [処理能力]廃プラスチック類 640kg/日(廃発泡スチロールに限る。)(R4.12.13設置) (1日8時間稼働)

(2)【港工場】岡山市中区新築港1番14外2筆(面積:10,151.05㎡)

選別施設 [処理能力]180t/日 (H5.1.7設置) (1日8時間稼働)

破砕施設 No.1破砕機[処理能力]廃プラスチック類 27t/日、紙くず 47t/日、木くず 10t/日、繊維くず 27t/日、ゴムくず 27t/日、金属くず 133t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)\*陶磁器くず 266t/日、がれき類 47t/日 (H24.9.15設置、許可年月日H24.8.16、許可番号 第(7)-13号、第(8の2)-37号) (1日8時間稼働)

破砕施設 No.2破砕機[処理能力]廃プラスチック類28t/日、紙くず24t/日、木くず44t/日、金属くず92t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)\*陶磁器くず81t/日(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る)(H14.4.5設置、許可年月日H18.10.30、許可番号第(7)-10号、第(8の2)-21号) (1日8時間稼働)

切断施設 [処理能力]36t/日 (H8.12.26設置) (1日8時間稼働)

(3)【御津工場】岡山市北区御津高津字常原120番13の一部(面積:25,048㎡)

選別施設 [処理能力]廃プラスチック類 17t/日 (H29.2.22設置) (1日17時間稼働)

破砕施設 No.1破砕機[処理能力]廃プラスチック類 120t/日、ゴムくず 208.8t/日、金属くず456t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)\*陶磁器くず 403.2t/日(H12.11.7設置、許可年月日 H12.11.7、許可番号第1-(7)-1号) (1日24時間稼働)

破砕施設 No.2破砕機[処理能力]廃プラスチック類 19.55t/日(R3.9.24設置、許可年月日R3.7.28、許可番号第(7)-23号) (1日17時間稼働)

破砕施設 No.3破砕機[処理能力]廃プラスチック類 9.39t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-17号) (1日17時間稼働)

破砕施設 No.5破砕機[処理能力]廃プラスチック類9.72t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-18号) (1日17時間稼働)

破砕施設 No.6破砕機[処理能力]廃プラスチック類10.05t/日(H27.3.6設置、許可年月日H27.1.16、許可番号第(7)-19号) (1日17時間稼働)

破砕施設 No.7破砕機[処理能力]廃プラスチック類4.81t/日、金属くず4.81t/日(1日8時間稼働)

破砕施設 No.8破砕機[処理能力]廃プラスチック類19.55t/日(R3.8.17設置、許可年月日R3.7.28、許可番号第(7)-24号) (1日17時間稼働)

破砕施設 No.9破砕機[処理能力]廃プラスチック類 93.6t/日、木くず295.2t/日、金属くず266.4t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)\*陶磁器くず 376.8t/日(H28.6.22設置、許可年月日 H28.2.16、許可番号第(7)-21号、第(8の2)-40号) (1日24時間稼働)

破砕施設 No.13破砕機[処理能力]廃プラスチック類 0.72t/日、金属くず0.72t/日 (R4.9.7設置) (1日8時間稼働)

(4)【御津第二工場】岡山市北区御津高津字常原120番12(面積:67,729㎡)

切断施設 [処理能力]1,440枚/日(60セル/結晶系モジュールとして25.92t/日)(廃太陽光パネルに限る。)(H31.2.15設置) (1日24時間稼働)

破砕施設 No.10破砕機[処理能力]廃プラスチック類21.36t/日、木くず33.6t/日、金属くず68.88t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)\*陶磁器くず60.96t/日(R5.5.31設置、許可年月日R4.8.26、許可番号第(7)-27号、第(8の2)-55号) (1日24時間稼働)

破砕施設 No.11破砕機[処理能力]廃プラスチック類93.6t/日、木くず295.2t/日、金属くず266.4t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)\*陶磁器くず376.8t/日(R5.6.8設置、許可年月日R4.8.26、許可番号第(7)-28号、第(8の2)-56号) (1日24時間稼働)

破砕施設 No.12破砕機[処理能力]廃プラスチック類46.08t/日 (R5.5.31設置、許可年月日R4.8.26、許可番号第(7)-29号) (1日24時間稼働)

3. 許可の条件

(1)選別を行う場所は岡山工場【岡山市北区下中野407番3外8筆(面積:4,770.36㎡)】、港工場【岡山市中区新築港1番14外2筆(面積:10,151.05㎡)】及び御津工場【岡山市北区御津高津字常原120番13の一部(面積:25,048㎡)】に限る。

(2)破砕を行う場所は港工場、御津工場及び御津第二工場【岡山市北区御津高津字常原120番12(面積:67,729㎡)】に限る。

(3)切断を行う場所は港工場及び御津第二工場に限る。

(4)圧縮を行う場所は岡山工場に限る。

(5)溶融を行う場所は岡山工場に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年10月 9日 更新許可(優良認定)

平成28年 8月16日 変更許可(御津工場の破砕する産業廃棄物の種類の追加)

平成31年 2月27日 変更許可(御津第二工場での切断の追加)

令和 2年10月 9日 更新許可(優良認定)

令和 3年 8月19日 許可証書換え(御津工場No.8破砕機の入替え)

令和 3年 9月30日 許可証書換え(御津工場No.2破砕機の入替え)

令和 4年 9月 7日 許可証書換え(御津工場No.13破砕機の追加)

令和 4年12月13日 許可証書換え(岡山工場溶融施設の入替え)

令和 5年 7月27日 変更許可(御津第二工場での破砕の追加)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有